

## 国・県等の補助金を受けて施設整備を行う場合の入札契約手続きについて

平成30年7月  
島根県健康福祉部地域福祉課

### 1 はじめに

社会福祉法人等が国又は県の補助金を受けて施設整備を行う事業（以下「補助事業」といいます。）においては、施設整備に公費が投入されることとなるため、一般の施設整備に比べ、一層高い透明性や公平性が必要とされ、県の公共事業に準じた手続きを踏むことが必要とされています。

このため、県においては、「社会福祉法人等施設整備に関する入札事務取扱要領」（以下「県要領」といいます。）を制定し、補助事業の適正な実施を図ることとしていますが、本手引きでは、主として、一般競争入札を中心に入札及び契約の具体的な手続きの進め方を説明します。

### 2 基本的な留意事項

補助事業にかかる施設整備について、主に留意すべき基本的な事項は次のとおりです。

#### （1）一般競争入札の実施

入札及び契約の方法については、県要領の別表「社会福祉施設等整備事業入札実施基準」（以下「実施基準」といいます。）によることとし、請負対象設計額に応じた入札方法等を定めています。

入札は、原則として一般競争入札（簡易型一般競争入札を含む。）により行うものとします。

ただし、以下の合理的な理由がある場合は、指名競争入札によることができます。

ア、契約の性質又は目的が一般競争入札に適さない場合

イ、契約の性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する  
必要がないと認められる程度に少数である場合

ウ、一般競争入札に付することが不利と認められる場合

また、請負対象設計額が5千万円以上の建設工事において、指名競争入札により契約を締結しようとする場合には、一般競争入札によらず指名競争入札によることとした理由を県施設整備担当課（以下「県」といいます。）に届け出る必要があります。

請負対象設計額が1千万円未満の工事については、随意契約によることもできますが、3者以上で可能な限り多くの業者から見積書を徴してください。

## (2) 補助事業実施に当たっての禁止事項

### ① 寄附等の受納の禁止

事業実施法人が、国庫補助事業を行うために契約を締結した相手方から多額の寄附を受けることは、共同募金会を通じた受配者を指定した寄附金を除いて禁止されています。

### ② 一括下請負の禁止

施設建設契約に関する契約において、一括下請負契約は妥当ではなく、補助等の対象とならないこととされています。

従って、対象事業の契約において、一括下請負契約が行われないよう次により契約を締結するとともに、あらゆる機会を通じて請負業者に徹底する必要があります。

- ・民間（旧四会）連合協定の工事請負契約約款を使用する場合には、第5条ただし書を削除し、いかなる場合も一括下請負を禁止するよう改めること。
- ・民間（旧四会）連合協定の工事請負契約約款を使用しない場合には、契約書に一括下請負を禁止する旨、明記すること。

なお、工事の一部を下請業者に行わせる場合には、建設業法第24条の7の規定に基づく施工体制台帳の閲覧により、当該下請負業者の商号又は名称、請け負った工事の名称、内容、工期、下請負契約日及び請負代金等必要な事項を確認しなければなりません。

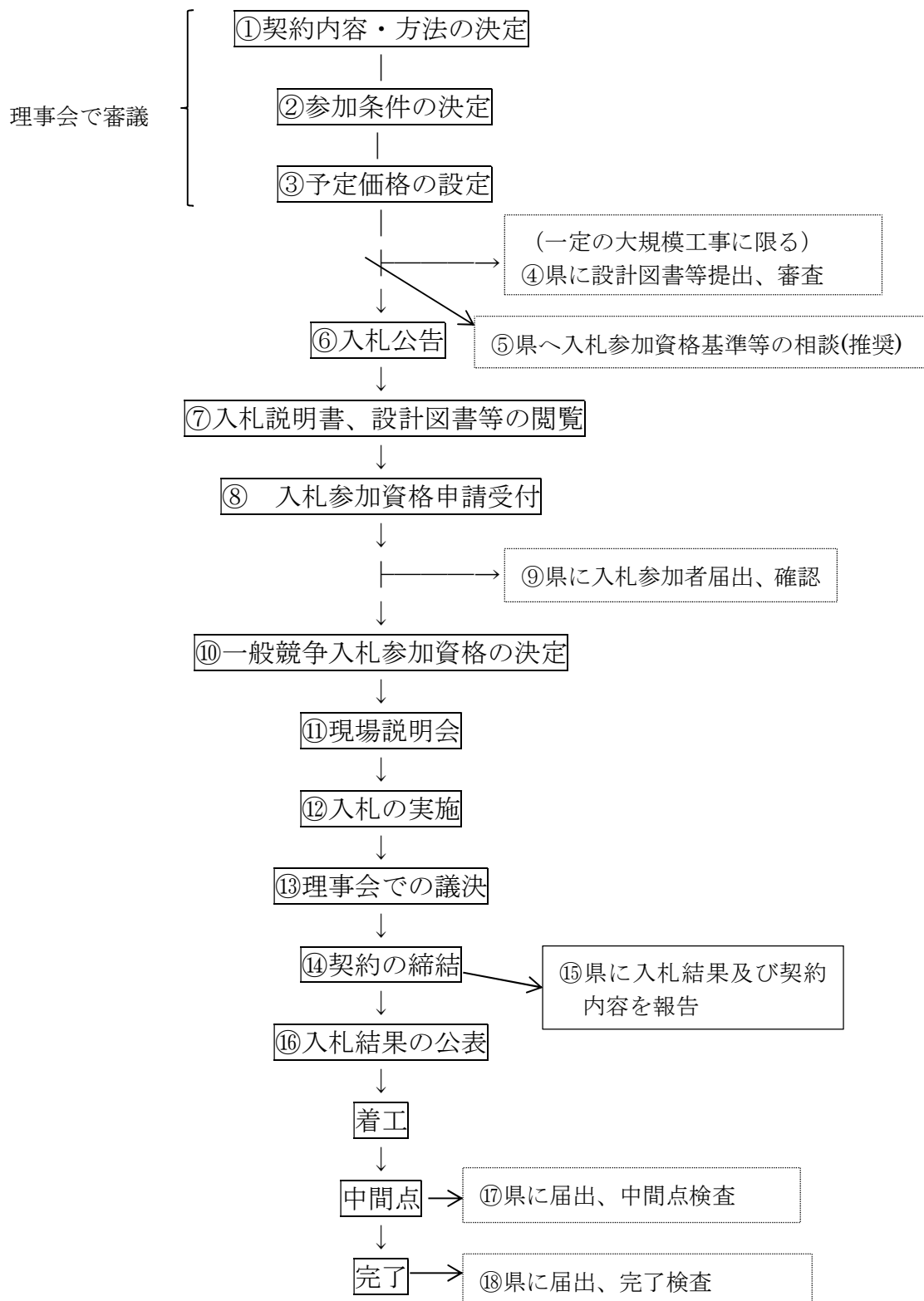
## (3) 県への届出等

公共事業に準じた適正な事業実施を確保するため、以下の場合に県に届出、報告又は協議を行うことになっています。

- ① 設計図書等提出 [大規模工事のみ]
- ② 例外的な取り扱いを行う場合の届出、協議等
  - ・5千万円以上の工事を指名競争入札で行う場合の理由届出
  - ・指名業者数が基準数に満たない場合の協議
- ③ 入札参加者の届出
- ④ 入札結果、契約内容の報告
- ⑤ 中間点検査
- ⑥ 完了検査

### 3 一般競争入札の手続き

契約事務手続き（一般競争入札）フロー図



## 《一般競争入札の手順説明》

### ① 契約内容・方法の決定

それまでの方針決定に基づき、理事会で、整備計画の内容、補助にかかわる事項及び予算措置等に基づき、工事執行の決定及び契約締結方法を決定します。

### ② 参加条件の決定

併せて、理事会において、入札に参加する者の必要な条件について審議し決定します。具体的には次の各項目に基づき決定します。

ア、島根県建設工事等入札参加資格者名簿に登載されている者であることが必要であり、県要領で定める工事規模ごとの発注基準に基づき、建設業者の級別を決定。

イ、公告の日から入札書提出期限の日までの間に、島根県の建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等にかかる措置要綱による指名停止を受けていないこと。

ウ、地方自治法第 167 条の 4（成年被後見人等）に該当しないこと。

エ、当該工事と同種の工事の施工実績があること。

オ、当該工事に配置を予定する現場代理人又は専任の技術者が適正であること。

法人の理事等又はその親族等が建設業者の役員に就いているなど特別の利害関係を有する場合には、当該理事等は当該入札参加基準等の決定にかかる理事会の議決には参加できません。（議事録に退席した旨を明記してください。）

### ③ 予定価格の設定

入札を実施するまでの間に予定価格を設定しておく必要があります。予定価格の決定は、入札の適正実施のために重要な行為ですから、原則として理事長が決定します。（なお、理事長に権限が与えられていない場合は事前に理事会において委任をうけておくことが必要です。）

なお、設計金額の一部を理由もなく控除する「歩切り」は行わないでください。

予定価格が決定したときは、「予定価格調書」に予定価格を記載し、封筒に入れ封印して、当日まで金庫等に保管しておきます。

### ④ 県に設計図書等を提出し、技術的審査を受ける。

以下の工事に該当する場合は、県に設計図書を提出して、県の技術職員による審査を受ける必要があります。県は必要に応じて、技術的な助言、指導を行います。

・設計審査の必要な工事

入居型施設（大規模修繕を除く。）及び補助金額1億円以上の利用型施設の整備

⑤ 県へ入札参加資格基準等の相談（推奨）

補助事業実施法人は、必要に応じて、内定した入札参加資格その他入札公告の内容について、県に相談し助言を受けることができます。

また、この段階に限らず、事業の執行方法について、相談したい事項がありましたら県に相談してください。

⑥ 入札公告

ア、入札参加条件の決定後、工事に関し必要な事項を広く周知させるため、入札内容の公告を行います。

公告内容については、実施する入札の内容に応じ、周知すべき事項を明示してください。

イ、公告の方法は、定款に定めるところによりますが、できるだけ多くの関係者に周知することが適当ですので、積極的に業界紙を活用するなどして周知に努めてください。

ウ、公告の時期は、公告後の手続きに要する期間を考慮して定めることとなりますが、周知や準備期間を考慮すると、入札日の1ヶ月前には公告するようにしてください。

公告から⑧の入札参加資格確認申請受付期限までの期間は、土日祝日を含み10日間程度は確保することが適当です。

なお、建設業法施行令第6条で、建設工事の具体的な内容等の提示から入札までの見積期間は、5千万円以上の工事は15日以上（土日祝日除き、公告日と入札日は不算入）確保することとされていますので、十分に留意してください。

⑦ 入札説明書、設計図書等の閲覧

入札参加希望者から入札説明書、設計図書等の閲覧請求があったときは、請求に応じて閲覧させなければなりません。

閲覧は、公告と同時に開始することが望ましく、少なくとも入札日の前日までとする必要があります。

⑧ 入札参加資格確認申請受付

入札参加希望者から、期限内に入札参加資格確認申請書が提出された場合は、全て受け付けます。なお、受付名簿等により他の申請者名が知られてしまわない

ように留意する必要があります。

⑨ 県への入札参加者届出及び県の確認

入札参加資格確認申請書の受付が終了した後、県要領で定める様式により、入札参加資格決定通知の 10 日前までをめぐりに、入札参加資格基準等を決定した理事会の議事録（写）を添付して県に入札参加予定業者の届出を行います。

届出を受けた県は、参加予定業者が「島根県建設工事等入札参加資格者名簿」に登載されているか、指名停止を受けている者が含まれていないかなどの確認を速やかに行い、その結果を事業者に通知します。

**社会福祉施設等施設整備事業に係る入札参加者届出書(県要領様式第1号)**

※入札参加資格基準等を決定した理事会等の議事録(写)を添付

⑩ 一般競争入札参加資格の決定

上記に係る県の回答を踏まえて、法人において入札参加者資格の審査を行い、審査結果を各業者に通知します。

⑪ 現場説明会

施設を建設する場所において、詳細な説明を行うことにより、入札参加者が適正な価額を積算できるよう補助事業者（又は説明補助者としての設計業者）から工事全般について説明する機会を設けます。

実施に当たっては、談合防止のため、一者ずつ時間を変えるなど、業者が一堂に会する状況を作らないなどの配慮をすることが必要です。

なお、工事の内容等から説明する必要があると判断される場合は、省略することができます。

⑫ 入札の実施

ア、入札は、理事長又は理事長の委任を受けた者が執行するものとし、職員に必要な入札事務の補助をさせるものとします。なお、監事、その他の役員を、さらに社会福祉法人にあつては評議員を立ち合わせることが求められています。なお、立会人は理事長と租税特別措置法施行令に定める「特別な関係がある者」は立会人として適切ではありません。

イ、入札の手順

以下の例を参考にして進めます。

## 入札の手順（例）

（入札の開始）

- 1 入札開始時間として定められた時間に入札を開始  
→開始時間に到着していない場合は入札参加意思ないものとして扱うこととし、定刻以後の入室は認めない。但し、事前に連絡があり、遅延がわずかであって、参加者全員の了解が得られる場合は入札開始時刻を遅らせる場合もあり得る。
- 2 入札参加者の出席確認
- 3 代理人（代表権がない者が入札に参加）による入札の場合は委任状を提出させる（当該工事について代表取締役が参加者に入札権限を委任する内容のもの～代表印の押印が必要）

（入札についての注意事項）

- 4 以下の事項を参加者に説明
- ① 予定価格の範囲内で最も低い価格を提示した者が落札者となるが、予定価格に達しない場合は再度入札となる。この場合、最低入札価格を発表するので、再度入札はこの金額未満で入札すること、この金額以上での入札は無効。
  - ② 入札金額は訂正できない。また、金額が訂正された入札書は無効。
  - ③ 委任状を提出した者は、受任者本人の記名押印による。委任状を提出していない者は、代表者本人及び代表印により入札を行うこと。これに反した場合の入札は無効。
  - ④ 金額を確認、誤りや訂正がないこと。日付が正確に記載されているか、入札者欄の記載や押印に誤りがないか確認すること。

（入札の執行）

- 5 入札箱が空であることを参加者に見えるようにして確認させ、予定価格を記載した封筒を入札箱の中に投入。
- 6 各参加者が、封入した入札書を入札箱に入れ入札

（開札）

- 7 全参加者の入札を確認した上、開札を実施
- ① 入札書の記載内容に不備がないかを複数で確認
  - ② 各入札者名及び入札金額を読み上げ、他の担当者が調書に記入
  - ③ 最低価格入札者及び入札金額を読み上げ
  - ④ 予定価格を発表（入札執行者）
  - ⑤ 入札金額 $\leq$ 予定価格の場合→落札決定（入札執行者が宣言）  
入札金額 $>$ 予定価格の場合、

↓

≪再度入札を実施≫…入札手順を再度行う →落札決定

↓

不落札の場合…原則、再度設計金額等を見直し、入札手続きをやり直し  
但し、最低入札金額と予定価格が僅差の場合は、最低価格入札者から見積書を提出させ、予定価格を下回った場合は。当該者と随意契約できる。

※) 最低価格の入札者が同額で2人以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。

⑬ 理事会での議決

法人において、理事会を開催し、落札業者との契約について審議し、議決を行います。

⑭ 契約の締結

落札者が決定した場合は、速やかに契約を締結する必要があります。

契約書には、契約の目的、契約金額、工期、契約代金の支払方法、一括下請負禁止、下請業者名の報告等の他約款事項が記載されていなければなりません。  
※契約約款については、民間（旧四会）連合協定工事請負約款から一括下請を禁止するよう所要の修正をするなどしてください。

⑮ 入札を行い、契約を締結した後は、速やかに、県要領に基づき入札結果及び契約内容を県に報告してください。県においても、内容確認の上、県ホームページ等で公表します。

**社会福祉施設等施設整備事業の入札結果及び契約内容について(県要領様式第2号)**

※入札参加業者選定から契約までの経過がわかる理事会等の議事録(写)を添付

⑯ 入札結果（入札業者名、落札業者名、予定価格、落札価格等）については、各事業者においても、ホームページや事務所において公表してください。

⑰ 中間点検査

工事が適正に行われているかを確認するため、工事の中間時点に達する 1 月前までに、県に届出を行い、県の中間検査を受けてください。県は工事の規模に応じ、実地検査又は書面検査を行います。

**社会福祉施設等施設建設工事中間点届出書(県要領様式第3号)**

⑱ 完了検査

工事が適正に行われたかを確認するため、工事の完了する 1 月前までに、県に届出を行い、県の完了検査を受けてください。県は工事の規模に応じ、実地検査又は書面検査を行います。

**社会福祉施設等施設建設工事完了時点届出書(県要領様式第4号)**

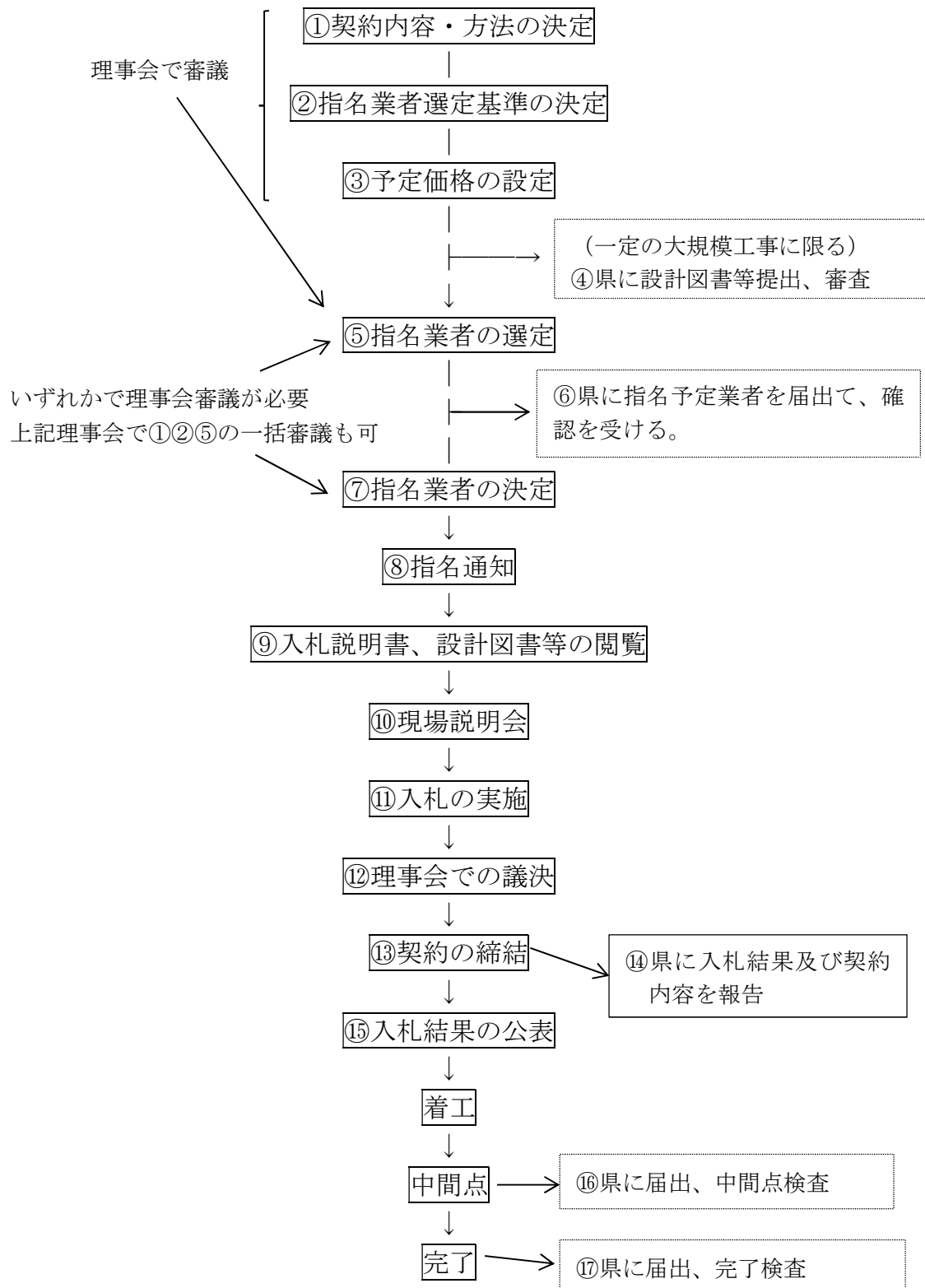
(注) 入札契約手続きと理事会

理事会での審議について、契約内容・方法の決定、参加条件の決定を審議するなかで、入札参加資格や契約締結に関する事項について、十分に審議し、決定を行ってください。

また、予定価格の決定等の手続きについて、理事長に委任するなどの決定がなされている場合には、その都度理事会を開催し、手続きを進める必要はなく、上記の理事会で入札手続きを進めても差し支えありませんが、その結果については理事会へ報告する必要があります。



## 契約事務手続き（指名競争入札）フロー図



《指名競争入札の手順説明（一般競争入札と同一の事項は省略）》

② 指名業者選定基準の決定

工事の規模内容に応じて、県要領に基づき、指名業者数、格付及び対象業者所在地域その他の条件を決定します。

この場合において、請負対象設計額が5千万円以上の工事一般競争入札によらず指名競争入札を行おうとするときは、その理由を明らかにして県に届け出ることが必要です。

社会福祉施設等整備事業の入札方法について(県要領様式第5号)

⑤ 指名業者の選定

②に基づき、適切な指名業者（案）を作成します。なお、上記②の時点で選定案を作成しておき、②に係る理事会で一括審議することも可能です。

県要領で定める基準数に達するまでの業者数を指名できない場合は、下記⑤の届出に併せ、県に理由を付して協議します。

社会福祉施設等整備事業の入札参加者数について(県要領様式第6号)

法人の理事等又はその親族等が建設業者の役員に就いているなど特別の利害関係を有する場合には、当該理事等は当該指名業者選定基準の決定や指名業者の選定にかかる理事会の議決には参加できません。（議事録に退席した旨を明記してください。）

⑥ 県における指名業者の確認

指名業者を選定したときは、県に対し、指名業者の一覧を県要領で定める様式により届け出る必要があります。その際、当該指名業者選定基準や指名業者を選定した理事会の議事録（写）を添付してください。

県では、工事の規模内容に応じて適切な指名業者の選定ができているか、指名停止を受けている業者が含まれていないか等について確認します。

社会福祉施設等整備事業に係る入札参加者届出書(県要領様式第1号)

※入札参加者を決定した理事会等の議事録(写)を添付

⑦ 指名業者の決定

⑥で県から見直しの指導があったときは、必要な修正を行い、指名業者を決定します。理事会を開催して決定することも考えられますが、指名業者の選定の際に理事会を開催して行い、その際に県の指導に基づいて行った軽微な修正は、理事長に一任する旨確認しておくことにより、理事会を開かないことが可能です。

⑧ 指名通知

指名業者が決定した場合は、工事名、入札日時、設計図書等閲覧期間、場所、現場説明及び入札条件等を記した入札通知書を指名業者あて発出します。

なお、建設業法施行令第6条の定めにより、建設工事の具体的な内容等の提示から入札までの見積期間を下記のとおり確保することが必要です。

- ・ 予定価格が5百万円未満の工事 1日以上
- ・ 同 5百万円以上5千万円未満の工事 10日以上
- ・ 同 5千万円以上の工事 15日以上

※やむを得ない事情があるとき、5日以内に限り短縮することができます。

※上記期間の計算は、土日祝日、発送日及び入札日を除きます。